

岡山市協働のまちづくり条例第 7 条第 1 項に規定する
モデルとなる事業の審査基準

岡山市協働のまちづくり条例（市条例第 77 号）第 16 条第 3 号に規定する岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）が行う同条例第 7 条第 1 項に規定するモデルとなる事業（以下「モデル事業」という。）の審査について、以下のとおり審査基準を定める。

1 審査の方法

審査は、ヒヤリング及びモデル事業指定申請書等書類に基づき、別に定めるモデル事業の審査票（以下「審査票」という。）により行う。

2 審査の評価方法と推薦基準

- (1) 別表の「1. 審査の視点」の各評価項目について、委員会の各委員が別表の「2. 審査の評価基準」により 5 点満点で採点し、審査票に記入する。
- (2) 各評価項目ごとに平均点（各委員の採点の合計を委員数で割る）を出した上で、以下の場合に推薦する、又は、推薦できるものとする。
 - ①各評価項目ごとの平均点が、すべて 3 点以上であれば、無条件で推薦する。
 - ②各評価項目全体の平均点は 3 点以上であるが、各評価項目の中に平均点が 3 点未満のものがあった場合、推薦はするが、その評価項目について助言を付帯する。
- (3) 審査対象となる団体に所属する委員は、その事業の採点からはずれるものとする。

3 審査結果の公表

- (1) 推薦の可否にかかわらず、審査結果は、申請等を行った団体及び事業担当課並びに支援措置担当課に通知する。
- (2) 審査結果については、別に定める方法により公表する。

別表

1. 審査の視点

No.	評価項目	評価の視点
1	事業要件	<p>①目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ実現可能性の高いものであるか。</p> <p>②原則として岡山市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであるか。</p> <p>③多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待できるものであるか。</p> <p>④市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであるか。</p>
2	団体要件	<p>①組織運営の基本的事項に関する規約を有し、これに則って団体が適正に運営されているか。</p> <p>②申請事業の実施に必要な財政基盤及び人材を有しているか。</p> <p>③申請事業の実施のための専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。</p> <p>④団体の代表者及び実務責任者が明確であり事業を実施できる体制があるか。</p>
3	協働の基本原則	<p>①相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合っているか。（相互理解の原則）</p> <p>②解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし共有できているか。（目的共有の原則）</p> <p>③相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成しているか。（対等の原則）</p> <p>④互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重しているか。（自主性及び自立性尊重の原則）</p> <p>⑤常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保しているか。（公開の原則）</p>

2. 審査の評価基準

点数	評価 レベル
5	評価できる
4	やや評価できる
3	普通
2	あまり評価できない
1	評価できない

参考) 「岡山市協働のまちづくり条例」抜粋

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等を無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。
- 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。

「岡山市協働のまちづくり条例施行規則」抜粋

(モデルとなる事業としての指定要件)

第3条 条例第7条第1項に規定する市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組は、条例第4条に規定する協働の基本原則にのっとった取組であつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高いものであること。
- (2) 原則として本市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであること。
- (3) 多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待でき、市民協働の取組を一層促進するものであること。
- (4) モデルとなる事業の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）と市との役割分担が明確で、協働することにより効果が期待できるものであること。

様式第1号（第4条関係）

市民協働推進モデル事業指定申請書

平成31年3月11日

岡山市長 様

申請者 住 所 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・

NPO会館2階

氏 名 一般社団法人 岡山に夜間中学校をつくる会

代表理事 城之内庸介 印

電話番号 090-2862-4400

(法人その他の団体にあっては事務所の所在地、団体名、代表者名を記載すること)



岡山市協働のまちづくり条例（平成27年市条例第77号）第7条第2項の規定に基づき、市の協働により、より効果的に課題解決が進むと認められるモデルとなる事業の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名	「学ぶことは生きること」義務教育学び直しサポート事業
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・公立夜間中学校と自主夜間中学校の両立運営 公立夜間中学校設立における夜間中学校運営実績をもとにした情報交換会の開催および設立後の自主夜間中学校との学習支援連携・地域との連携による夜間中学校の周知および交流 地域の方々と夜間中学校の生徒との交流の機会を持ち、夜間中学校を知っていただくとともに、夜間中学校の生徒も地域との交流を通して社会とのつながりを作る・地元企業への夜間中学校理解と支援依頼 自主夜間中学の永続的運用のため、地元企業からの理解と支援をいただけるよう、働きかけを続けていく
3 実施予定期限 ・期間	2019年4月～終期を定めない
4 解決を図りたい課題の現状と 解決後の目標	<ul style="list-style-type: none">・学習場所の確保 生徒・スタッフ併せて約100名が毎回出席している状況下では、現在の学習場所である国際交流センターでは飽和状態となっている。原則、一対一の授業形態を続けており、別室対応の必要な生徒も通う環境では学習場所の拡大が必要である。・地域との連携による夜間中学校の周知および潜在的学習希望者探し

	<p>潜在的学習希望者は情報弱者である可能性も高く、地域の方々と連携することで、学習希望者を探し出し、学びの機会を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業との連携による就業および学習支援 特に外国籍の生徒に対する地元企業の受け入れ支援や言語学習の支援
5 受益対象者の範囲及び予定人数	<p>対象者範囲：学齢期に学びの機会を失い、そのために就労に困難をきたしたり高校や大学に行けなかったりした方々や日本に住む外国籍の方々</p> <p>予定人数：約90名</p>

添付書類

- 1 モデルとなる事業の指定を受けようとする事業に係る詳しい計画書（事業の内容、規模、スケジュール、事業実施体制、市との役割分担、事業費等の分かるものであること。また、継続実施中の事業にあっては、実績を付記すること。）
- 2 モデルとなる事業を継続的に行うことができる者であることを明らかにする書類（定款等の団体規約、役員名簿、基本財産、組織・職員数の状況を示す書類等）
- 3 申請者の全般的な活動状況を明らかにする書類（事業報告書、事業計画書等）
- 4 申請者の全般的な財政状況を明らかにする書類（収支決算書、収支予算書等）

事業に係る計画書

事業の内容

【目的】

これまで岡山県には自主夜間中学を含む夜間中学校が設置されておらず、学びたくても学べない人々がいた。そこで、2017年4月に岡山県下初の自主夜間中学として「岡山に夜間中学校をつくる会」を設立した。一つ目の目的としては、本活動を通して、学び直す機会が得られなかった人々へ学びの場を提供するとともに、岡山県においても夜間中学校の活動、またそれを必要とする人々がいることを広く知ってもらうことである。二つ目の目的は、岡山県に公立夜間中学校の設立を実現させることである。

【内容】

・公立夜間中学校と自主夜間中学校の両立運営

公立夜間中学校設立に向けた働きかけを継続させていくとともに、全国各地の公立および自主夜間中学校との情報交換会を開催し情報共有を図る。また、公立夜間中学校設立後の自主夜間中学校との学習支援連携の体制作りも行っていく。

・地域との連携による夜間中学校の周知および交流

地域の方々と夜間中学校の生徒との交流の機会を持ち、夜間中学校を知っていただくとともに、夜間中学校の生徒も地域との交流を通して社会とのつながりを作る。具体的には、夜間中学校の授業見学会を開催し、地域の方々に夜間中学校の存在やそこで行われている授業等について知っていただく機会を設ける。また、地域の祭りやイベントなどに岡山自主夜間中学として参加し、地域の方々との交流を通じて、生徒に社会参加や社会貢献の機会を作る。

・地元企業への夜間中学校理解と支援依頼

これまで、講演会や映画上映会などの企画の際に寄付や後援を募り、資金調達を行ってきた。今後は、企画時の寄付呼びかけに加え、自主夜間中学の永続的運用のため、地元企業からの理解と継続的な支援をいただけるよう、働きかけを続けていく

【2018年度までの活動状況】

2017年4月に会を設立し、その後HPを開設した。2017年11月には「人権と文化のつどい」に前川喜平氏を講師として招聘し、そこで会の活動報告を行った。

また、2018年1月以降、山陽新聞やNHKをはじめとする多くのメディアに取り上げられ、活動内容が全国に報道された。その反響もあり、受講希望者やボランティア希望者も急激に増え、党派を問わず国會議員・県議・市議の方々にも視察に来ていただき、公立夜間中学校設置に向けて活動の輪が大きく広がった。

2019年1月には、「前川喜平氏講演会&教育シンポジウム」をオルガホールにて開催し、218名の来場者があった。

規模

生徒数：90名

スタッフ総人数：90名（ともに、2019年3月9日現在）

スケジュール

毎月第2、第4土曜日の18時～21時に岡山国際交流センターの会議室を使用し、授業を行っている。その他、スタッフ研修や地域との連携や交流、夜間中学校への理解と支援を求めて、下記の年間行事を計画している。

時期		実施内容など	
4月	上旬	第2土曜日の授業実施	イベント(お花見)
	下旬	第4土曜日の授業実施	
5月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施 第一回 一斉授業	校外学習(社会見学)
6月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施	スタッフ研修会①
7月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施 第二回 一斉授業	
8月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施	
9月	上旬	第2土曜日の授業実施	校外学習(ものづくり・販売体験)
	下旬	第4土曜日の授業実施 第三回 一斉授業	スタッフ研修会②
10月	上旬	第2土曜日の授業実施	校外宿泊研修
	下旬	第4土曜日の授業実施	
11月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施 第四回 一斉授業	スタッフ研修会③
12月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施	イベント(クリスマス会)
1月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施 第五回 一斉授業	講演会
2月	上旬	第2土曜日の授業実施	
	下旬	第4土曜日の授業実施	

事業実施体制

【主な構成メンバー】

理事長	城之内 庸仁	中学校教諭
専務理事	那須 啓文	青少年育成センター委員
理事	渡辺 晓	中学校教諭
理事	大久保茂人	自営業
監事	山下 由美子	大学教員

【運営スタッフ】

理事長以下による運営委員会を設け、教務・生涯教育担当スタッフを中心に、全スタッフが役割分担して運営にあたる。

市との役割分担

関係課：岡山市教育委員会事務局学校教育部指導課

：岡山市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

役 割：「学ぶことは生きること」義務教育学び直しサポート事業を所管する

関係課：岡山市教育委員会事務局教育総務部学校施設課

：岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課

役 割：活動場所の貸与・管理

事業費

貸事務所賃料：25万円

印刷代（チラシ等）：25万円

通信費：15万円

運営費：50万円

会議費：12万円

出張研修費：30万円

講師謝礼（講演会）：5万円

講師旅費（講演会）：5万円

施設借上費（講演会場他）40万円

雑費：30万円

実績

※別紙「岡山に夜間中学校をつくる会 2018 年度活動実績」参照

写

支援措置要望書

平成 31年3月11日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者 住所 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア
NPO会館 2階

団体名 一般社団法人

岡山に夜間中学校をつくる会

代表者氏名 代表理事 城之内 庸仁

電話番号 090-2862-4400

担当者氏名 那須 啓文



「学ぶことは生きること」義務教育学び直しサポート事業に関して、岡山市協働のまちづくり条例（平成27年市条例77号）第7条2項の規定に基づく申請をするにあたり、同事業が、同条例第7条第1項の規定に基づき、モデルとなる取組（「多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組」）に指定された場合は、同条例第7条第3項の規定を踏まえ、下記の支援措置を講じられるよう要望します。

記

次の市所有財産の使用許可及び使用料の免除

- ① 財産名 旧内山下小学校 1階 職員室
2階 音楽室・理科室・家庭科室 トイレ
- ② 所在地 岡山市北区丸の内1丁目2番12号
- ③ 使用位置・面積等（図面等を添付）
- ④ 使用期間 平成31年4月から終期を定めない
- ⑤ 使用料 無料

内山下小 平面圖

(平成12年度)

B 4 → A 4

平面圖	縮尺	1/600	學校名	內山下小學校	圖說編號	備註	(學校)	整理員	
	5 10 15 20 m				3 3	2 0 1	0 0 1 1		63

凡例

管理音圖美技團復專
室室室室室室室室
教教教工教教書
樂樂樂樂樂樂樂樂
管理音圖美技團復專
室室室室室室室室



使用可能な教室等

エアコン設置

